

薬生食基発0920第6号
令和元年9月20日

各

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 都 | 道 | 府 | 県 | | |
| 保 | 健 | 所 | 設 | 置 | 市 |
| 特 | 別 | 区 | | | |

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課長
(公 印 省 略)

残留農薬等の分析に係る検体の留意事項について

食品衛生法第11条第1項に基づく農薬等の残留基準の分析に係る検体については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）において、食品ごとに規定されています。今般、改正された令和元年厚生労働省告示第123号で基準値を設定した食品について、その検体に関する留意点は下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」中の農薬等の残留量を求める際、種子に農薬等の残留はないものとみなし、果肉及び果皮における残留濃度を測定した上で、果肉及び果皮並びに種子の重量を用いて、果梗を除いた果実全体の残留量に換算して求めること。また、検体調製においては、可能な限り種子から果肉を除き、果肉を分析に用いるとともに、種子の重量測定を行うこと。なお、「もも（果皮及び種子を含む。）」についても同様の取扱いとすること。
- 2 「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」及び「まくわうり（果皮を含む。）」については、果梗を除いた果実全体の残留量を求めること。
- 3 今後、新たに基準値を設定する「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」等の検体等の取扱いについても、上記1及び2で示した内容に留意すること。